

2025.06.02

ESG リスクトピックス <2025 年度第 3 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<サステナビリティ開示>

〇SSBJ ハンドブックの追加項目を公表、財務的影響の開示などを解説

（参考情報：2025 年 4 月 30 日付 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）HP：

https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/402809.html）

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は 4 月 30 日、SSBJ 基準に即して有価証券報告書の開示情報を作成する際の補足的な解説をまとめた「SSBJ ハンドブック」を公表した。今年 3 月に公表した第一弾に続くもの。今回は、統合報告書や ESG データブックなど任意開示資料と相互参照する場合や財務的影響を記載する場合の留意点など、6 項目を公表した。SSBJ 事務局への問い合わせが多いなど、解説ニーズの優先度が高い項目を採用した。また、ハンドブックは基準本体の一部ではないため、掲載内容に従わない場合でも SSBJ 準拠の表明が可能としている。

3 月公表分を含めて、ハンドブックの掲載項目は次の通り。

<表>これまでに公表された SSBJ ハンドブックの項目一覧

公表月	項 目
4 月	サステナビリティ開示基準で要求する情報の相互参照が認められる場合
	当報告期間中に企業結合が生じた場合のサステナビリティ関連財務情報の開示
	財務的影響の開示の対象となるサステナビリティ関連のリスク及び機会
	財務的影響の開示と財務諸表との関係
	財務的影響に関する定量的情報の開示が免除される場合
	地球温暖化係数
3 月	SSBJ 基準用語集
	2024 年 3 月公開草案からの主な変更点
	報告企業としてサステナビリティ関連財務情報を収集する範囲
	追加的な情報
	バリュー・チェーンの範囲の決定
	法令に基づき報告する指標の算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合
	期間調整を行う場合の合理的な方法の例
	サステナビリティ関連財務開示の公表承認日
	日本基準で財務諸表を作成する場合の後発事象と財務情報のつながり
	スコープ 3 温室効果ガス排出の報告と重要性

出典：SSBJ ホームページ

今回公表の主な内容では、「サステナビリティ開示基準で要求する情報の相互参照が認められる場合」では、有報の開示情報を更新にとともに、参照先（統合報告書やウェブページなど）も同時に更新が必要とした。また、「財務的影響の開示の対象となるサステナビリティ関連のリスク及び機会」では、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る」リスク・機会を対象を限定する基本原則を示し、すべての財務的影響が開示の対象ではないことを強調した。

<気候変動>

ONGFS が初の短期気候シナリオを発表

（参考情報：2025 年 5 月 7 日付

<https://www.ngfs.net/en/press-release/ngfs-publishes-first-vintage-short-term-climate-scenarios>）

Network for Greening the Financial System (NGFS) は、2025 年 5 月に初の短期気候シナリオを発表した。NGFS は、気候変動リスク等への金融監督上の対応を検討するために 2017 年に設立された中央銀行や金融監督当局の国際的なネットワークであり、金融庁や日本銀行も参画している。

気候変動の激化と政策対応の進展に伴い、中・長期に加え、短期的な気候リスク評価が重要であるという共通認識が高まっている。気候関連リスクは、気候ハザードによる損害や金融資産の急激な価格変動といった直接的な影響に留まらず、人々の行動変化を引き起こし、それが短期的にマクロ経済にも影響を与える可能性がある。これまで金融セクターにおいて、短期的な気候リスク分析のための適切なシナリオはなかった。今回発表されたシナリオにより、気候政策や異常気象が 2030 年までに、金融システムや経済にどのような影響を与える可能性があるのかを分析することが可能となった。

今回発表されたのは物理的および移行リスクの経済・金融への影響を評価するための下表に示す 4 つのシナリオである。

シナリオ	概 要	関連リスク
① Highway to Paris (パリへのハイウェイ)	✓ 技術主導の（秩序ある）移行が徐々に進展、炭素税収入はグリーン技術に再投資され、より費用対効果の高いネットゼロへの移行を促進	移行リスク
② Sudden wake-up call (突然のモーニングコール)	✓ 気候への無関心が蔓延していた消費者や投資家が一気にグリーン嗜好に転換	移行リスク
③ Diverging realities (食い違う現実)	✓ 先進国のみが「Highway to Paris」を展開し、地域間の気候に関する野心の大きな不一致 ✓ 一部の地域における気候影響の発生（アジア、南米、アフリカ） ✓ 重要な原材料のサプライチェーンの混乱	物理的リスク 移行リスク
④ Low Policy Ambition and Disasters (災害と政策の停滞)	✓ 2026 年と 2027 年に発生する一連の地域特有の異常気象が資本破壊、生産性と生産の低下を誘引	物理的リスク

「Highway to Paris」と「Sudden wake-up call」は移行リスクのみ、「Low Policy Ambition and Disasters」は物理的リスクのみ、「Diverging realities」は移行リスクと物理的リスクの組み合わせとなっている。

「Diverging realities」では先進国のみが「Highway to Paris」に沿ってネットゼロへの移行を展開している。また、「Diverging realities」では、熱波、干ばつ、山火事の組み合わせが 2025 年にアジア、2026 年に南米、2027 年にアフリカで発生、洪水や暴風雨が 2028 年にアジア、2029 年に南米、2030 年にアフリカで発生すると仮定している。

NGFS は、今回のシナリオ構築の特徴として以下を示している。1 つ目は、洪水、暴風雨、熱波、干ばつ、山火事など、複数の災害が同時に発生することで生じる複合的な物理的リスクをモデル化している点。2 つ目は、地域間でのショックの伝播を組み込み、貿易や金融のつながりを通じた移行リスクと物理的リスクの短期的な波及効果を検証している点。3 つ目は、気候政策や極端な天候、経済動向、産業別の動きを統合することで、気候リスクと景気循環の相互作用を検証している点である。

各シナリオの結果では、今後 5 年間という時間軸でも、「Sudden wake-up call」と「Diverging realities」は、GDP の損失ならびに失業率の押し上げ効果が大きく、経済指標にとって望ましくない結果をもたらすとしている。一方、「Low Policy Ambition and Disasters」は、今後 5 年間ではまだ経済打撃は小さいが地域毎に差が出る結果となった。

NGFS は、短期シナリオに基づいて次の 4 つのメッセージを発信している。

1 つ目は、「効果的な気候変動政策を世界的に協調してテンポよく実施すれば、ネットゼロ移行による悪影響を抑えられる」というもの。そのためには、カーボンプライシングの価格を段階的に引き上げ、炭素税収入をグリーン投資に回す効果的なサイクルが重要である、としている。

2 つ目は、「政策を突然展開すると、移行にかかる経済的コストが増大し、金融ストレスが生じる」というもの。移行が遅れて急激な政策転換が行われた場合、世界の生産高は 1.3%減少し、失業率は 1.3 ポイント上昇する見込みである。デフォルト率も電力などの複数のセクターで大幅に上昇する、としている。

3 つ目は、「異常気象が特定の地域で連続して発生すると、GDP に大きな損失をもたらす」というもの。影響は世界全体に広がり、デフォルト率は高資本・高負債セクターで著しく上昇し、特に電力供給では 10 ポイント以上上昇する。また、サプライチェーンリスクも高まり、生産減少とマクロ経済への悪影響を引き起こす可能性がある。最悪のシナリオでは、新興経済における深刻な気候災害により、短期的な GDP 損失が最大 12.5%に達する可能性がある。

4 つ目は、「一部の地域での気候災害の深刻化は、先進国におけるグリーントランジションの成功に必要な重要鉱物の供給不足につながる」というもの。貿易や金融のつながりを通じて、各国にリスクが波及し、世界の GDP 損失は 3%以上に達する可能性がある。特にグリーントランジションに移行している先進国では特に影響が大きい、としている。

今回のシナリオには、2023 年 1 月までコミットされた、気候目標が組み込まれている。国別の GHG 排出削減目標や炭素価格目標などの水平的な政策、エネルギー政策、化石燃料に関する目標などである。また、ベースライン・シナリオは、2023 年 10 月の IMF 世界経済見通しを使用して調整されている。

今回の短期シナリオは、投資決定や金融監督、金融政策、リスク管理者にとってだけでなく、投資を受ける企業に対しても、潜在的な気候リスクや機関投資家からの期待の方向性についての示唆を与えるものである。パリ協定に基づくグローバルストックテイクとそれに伴う各国排出削減目標の見直しが行われる中で、すでに TCFD に基づいて気候変動シナリオ分析を実施した企業も、あらためてシナリオを見直す動きが進んでいる。金融機関だけでなく事業会社においても、見直しにあたっては本シナリオも参考になると考えられる。

<自然資本>

OSBTN、陸域目標設定の方法論を更新。目標設定におけるオプション追加

(参考情報：2025 年 4 月 29 日付 Science Based Targets Network HP：

<https://sciencebasedtargetsnetwork.org/news/news/science-based-targets-for-land-public-consultation-open-now-for-version-2/>)

国際非営利団体 Science Based Targets Network (SBTN) は 4 月 29 日、企業向けの自然に関する科学的根拠に基づく目標設定枠組み「Science Based Targets for Nature (SBTs for Nature)」の陸域に関する目標設定方法論の第 2 版案を公表した。5 月 27 日までパブリックコメントを募集し、2026 年にコメントを受けた正式版の発行を予定している。SBTs for Nature による陸域に関する目標設定は、企業が陸域生態系へのインパクトを管理することで、持続可能な方法で事業活動を行っていくことを目的としている。

初版*からの主な更新箇所として目標設定におけるオプションが大幅に追加されたことが挙げられる。陸域における目標設定は下表のとおり大きく 3 つの項目で構成される。そのひとつである「土地保全・再生」に関する土地面積の目標設定においては、「土地の環境フットプリントの削減」のみが目標として設定可能となっていたが、新たに「自然状態の土地被覆面積」が追加された。また、土地の健全性に関する指標として、土壌有機炭素、土壌侵食、陸域酸性化の 3 つについても目標設定が可能となった。

陸域における目標		目標設定内容	主な変更点
ターゲット1： 自然生態系の転換ゼロ		土地利用の転換を ゼロにする目標日の設定	初版からの大きな変更はなし。 一部、目標設定に関し変更あり。(2025 年 までの期限を守れない企業へ当該年以降 の目標日設定条件の追加など)
ターゲット2： 土地保全・再生	ターゲット2.1： 土地面積	土地の環境フット プリントの削減目標	初版からの大きな変更はなし。
		<u>自然状態の土地被覆面積の 目標</u>	新たな項目。 大規模な農業企業において は本項目と上述の環境フットプリントの 削減目標のいずれかを選択可。他の企業 は目標設定必須。
	<u>ターゲット2.2： 土地の健全性</u>	<u>土壌有機炭素に関する目標</u>	新たな項目。 いずれかの項目を優先的に 設定するか、3 項目すべての設定が可能。
		<u>土壌侵食に関する目標</u>	
		<u>陸域の酸性化に関する目標</u>	
ターゲット3： ランドスケープエンゲージメント		地域における イニシアチブへの参画	初版からの大きな変更はなし。 一部、ランドスケープやイニシアチブの 選定における選定基準として、推奨項目 を追加。

※改訂版で追加された項目を緑字および下線により表記

また、その他の更新として「土地利用と環境への影響に関する会計ガイドライン (AGILE)」が公表された。AGILE では、企業が土地利用に関して科学的根拠に基づく目標 (SBTs) を設定するための基準とフットプリントを計算するためのガイドラインおよび方法が示されている。企業においては AGILE を活用した目標設定が望まれる。

SBTs for Nature における目標設定はその基準が野心的であり、企業にとってはハードルが高いものとされている側面がある。今回の改訂により、目標設定のオプションが増えたことに加え、土地利用の転換をゼロとする目標日の設定猶予の追加もあり、企業はやや目標設定に取り組みやすくなったと

いえる。今回の更新を通して、企業の環境リスク軽減が促されることで、企業の事業運営とサプライチェーンにおけるレジリエンス強化が進むことが期待される。

* 初版の方法論については、以下のレポートを参照のこと

MS&AD インターリスク総研「サステナブル経営レポート第 26 号 企業に求められる土地利用・転換への目標設定ーSBTs for Nature 陸域ガイダンスの解説ー」(2025/4) <https://rm-navi.com/search/item/2106>

<サイバーセキュリティ>

○英国 NCSC がサイバーガバナンス実施規範を公表

(参考情報：2025 年 4 月 8 日付)

「Business leaders supported to bolster online defences to safeguard growth」

<https://www.gov.uk/government/news/business-leaders-supported-to-bolster-online-defences-to-safeguard-growth>)

英国国家サイバーセキュリティセンター（以下、NCSC）は、サイバーガバナンス実施規範「Cyber Governance Code of Practice」（以下、実施規範）を公表した。サイバーセキュリティに責任を持つ経営層が最低限おさえておくべきポイントが、5 カテゴリ 22 アクションにコンパクトにまとめられている。

経営層に向けサイバー攻撃から企業を守る観点で最低限の内容がまとめられている点は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」と共通するが、こちらは、経営層がこの実施規範をより深く理解するための教育資料「Cyber Governance Training」（以下、教育資料）およびサイバーの強靱性とリスク管理を組織全体に組み込むための資料集「Cyber Security Toolkit for Boards」（以下、資料集）の 3 点セットで提供されていること、それぞれの資料が Web 上で直接読み進められる形で提供され、必要に応じて相互にリンクをたどれるように工夫されている点に特徴がある。

教育資料は、サイバーセキュリティの重要性、およびサイバーガバナンス実施規範導入の意義について Web 上で受講可能なコンテンツであり、途中の理解度確認テストにより理解を深めながら読み進められるように工夫されている。実施規範の導入にあたっては、まず経営層全員がこの教育資料を読み込むことで、サイバーセキュリティの重要性に対する共通認識を持つことができる。

また、資料集には、実施規範における一連のアクションを実施するために用いられるべき質問事項と回答、サイバーセキュリティリスクを効果的に管理するために経営層が必要とする情報がまとめられている。これにより、経営層がビジネスにおけるサイバーセキュリティリスクの管理とガバナンスの実効性を高めることが可能となる。

まずは教育資料で実施規範の意味を深く理解した上で「Cyber Governance Code of Practice」を制定し、資料集を用いてそれぞれの組織に応じた体制づくりを行う、この道筋が明確にされたことは、特にこれまでサイバーセキュリティ分野に深い関心を寄せてこなかった英国の経営者にとって意義深く、英国企業のサイバーセキュリティ強化のきっかけとなることが期待される。また、実施規範では、サプライチェーン構成企業やビジネスパートナーを含めた取り組みが示されているため、英国に進出している日本企業および英国企業と取引のある日本企業は、本実施規範に照らして自社のセキュリティ対策を評価することで、今後の現地企業との取引が円滑になるものと期待される。

A: リスク管理

- アクション A1** 組織の目的にとって重要な技術プロセス、情報、サービスが特定され、優先され、合意されていることを確認する。
- アクション A2** サイバーセキュリティリスクに対する経営層の責任について合意し、それらが組織の広範な企業リスク管理および内部統制に統合されていることを確認する。
- アクション A3** 組織のサイバーセキュリティリスクの許容範囲を定義し、明確に伝達し、組織がこれらのリスク期待に応じたアクションプランを持っていることを確認する。
- アクション A4** サプライヤー情報がリスクレベルに応じて定期的に評価されていること、そして組織がサプライチェーンおよびビジネスパートナーからのサイバーセキュリティリスクに対して回復力を持つことを確認する。
- アクション A5** リスク評価が定期的に行われ、リスク軽減が組織、技術、規制、または広範な脅威の変化に対応していることを確認する。

B: 戦略

- アクション B1** 組織がサイバー戦略を策定し、それが広範な組織戦略と一致し、組み込まれていることを確認する。
- アクション B2** サイバー戦略が合意されたサイバーリスクの許容範囲（アクション A3）と整合し、関連する規制義務を満たし、現在または予想される変化に対応していることを確認する。
- アクション B3** 合意されたサイバーリスク（アクション A3 および A5）を管理するためにリソースが効果的に割り当てられていることを確認する。
- アクション B4** サイバー戦略が効果的に実施され、意図された結果を達成していることを確認する。

C: 人材

- アクション C1** 組織戦略（アクション B1）に一致する、ポジティブな行動と責任を促進するサイバーセキュリティ文化を推進する。
- アクション C2** ポジティブなサイバーセキュリティ文化を支援する明確なポリシーがあることを確認する。
- アクション C3** 自分自身のサイバーリテラシーを向上させるためのトレーニングを実施し、使用するデータやデジタル資産のセキュリティに責任を持つ。
- アクション C4** 組織が効果的なサイバーセキュリティトレーニング、教育、および意識向上プログラムを持っていることを適切な指標を使用して確認する。

D: インシデント計画、対応と回復

- アクション D1** 組織がビジネスに重要な技術プロセス、情報およびサービスに影響を与えるサイバーインシデントに対応し回復するための計画を持っていることを確認する。
- アクション D2** 少なくとも年に一度、関連する内部および外部の利害関係者を巻き込んで計画の演習を実施し、その教訓がインシデント計画（アクション D1）およびリスク評価（アクション A5）に反映されていることを確認する。
- アクション D3** インシデントが発生した場合、報告などの個々の規制義務を果たす責任を持ち、組織の重要な意思決定と外部とのコミュニケーションを支援する。
- アクション D4** インシデントから得られた教訓を今後のリスク評価（アクション A5）、対応と回復計画（アクション D1）および演習（アクション D2）に組み込むためのポストインシデントレビューのプロセスが存在していることを確認する。

E: 保証と監督

- アクション E1** 組織の広範なガバナンス構造に組み込まれたサイバーガバナンス構造を確立する。これには、執行役員および部長クラスをサイバーの責任者とする、および役割と責任の明確な定義を含むべきである。
- アクション E2** 少なくとも四半期ごとの正式な報告を要求し、追跡するための適切な指標を設定し、各指標の許容範囲を合意する。これらはサイバー戦略（アクション B1）に一致し、合意されたサイバーリスク許容範囲（アクション A3）に基づくべきである。
- アクション E3** 関連する上級役員、特に情報セキュリティ責任者（または同等の役職）と定期的な双方向の対話を確立する。
- アクション E4** サイバーセキュリティの考慮事項（このコードの行動を含む）が既存の内部および外部の監査および保証メカニズムと統合され、一貫していることを確認する。
- アクション E5** 上級役員が関連する規制義務、ならびに他の実践規範に含まれるベストプラクティスを認識していることを確認する。

出典：NCSC「Cyber Governance Code of Practice」をもとに弊社にて作成

<コンプライアンス>

○消費者庁「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」を国会提出

(参考情報：2025 年 3 月 4 日付 消費者庁 HP：<https://www.caa.go.jp/law/bills/>)

消費者庁は 3 月 4 日、「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」を通常国会に提出した。同改正案が成立した場合、公益通報者への不利益な取り扱いを行ったものに対する刑罰の新設などが見込まれる。5 月 16 日時点で参議院での審議中であり、今国会で成立すれば公布後約 1 年半後に施行予定。

公益通報者保護法は直近では令和 2 年に改正が行われ、従業員数 300 人超の事業者においては従業員等からの内部通報に適切に対応するための体制整備を義務づけた。法改正後、企業の体制整備は進んだものの、通報者への不利益な取り扱いについては引き続き発生していた。また、国連「ビジネスと人権作業部会」から、公益通報者に報復した事業者に罰則を導入するよう勧告を受けるなど、人権尊重の観点からも国際的な要請に応える必要があった。そこで同庁は、公益通報者保護制度の実効性向上を図るため、制度の見直しを目的に検討会を組成、2024 年 5 月から 12 月にかけて議論を重ねてきた。

改正案の内容は以下の通り。

<改正法案の概要>

改正の観点	主な改正案の内容
1. 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上	・ 従事者指定義務*に違反する事業者（常時使用する労働者の数が 300 人超に限る）に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰（30 万円以下の罰金、両罰）を新設する。 ・ 従事者指定義務に違反する事業者（常時使用する労働者の数が 300 人超に限る）に対する現行法の報告徴収権限に加え、立入検査権限を新設するとともに、報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰（30 万円以下の罰金、両罰）を新設する。 ・ 労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示する。
2. 公益通報者の範囲拡大	・ 公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び業務委託関係が終了して 1 年以内のフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止する。
3. 公益通報を阻害する要因への対処	・ 事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為を無効とする。 ・ 事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止する。
4. 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化	・ 通報後 1 年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定する（民事訴訟上の立証責任転換）。 ・ 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰（6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金、両罰）を新設する。 ・ 法人に対する法定刑を 3,000 万円以下の罰金とする。

出典：消費者庁「公益通報者保護法の一部を改正する法律案（概要）」

https://www.caa.go.jp/law/bills/assets/consumer_partnerships_cms205_250304_01.pdf

をもとに弊社にて作成

改正案では、法令上求められる体制整備を行わず、勧告にも従わなかった場合の刑事罰や事業者への立入検査権限に加え、公益通報を理由とした不利益な取扱いをした場合には、行政指導などの段階を経ず、即時に罰則を下すことが規定されるなど、公益通報制度が適切に整備・活用されるための規制が強化されたことが伺える。企業においては、消費者庁が今回の法改正に踏み切った背景や改正の趣旨を理解するとともに、保護対象となる従業員等や内部通報受付窓口にて対応にあたる従事者等に対して同制度について広く周知することで、公益通報窓口の信頼性を向上させることが肝要といえよう。

- * 公益通報者保護法でいうところの従事者とは、内部通報の受付・調査・是正を主体的に行い、通報者を特定させる事項を伝達される者、つまりは内部通報受付窓口の担当者や責任者などのことを指す。従事者は、公益通報者を特定する事項を漏らした場合は、30 万円以下の罰金などの刑事罰が科される。公益通報者保護法により事業者は、従事者を指定する義務がある。

<内部統制>

○私立学校法の一部を改正する法律が施行

(参考情報：2025 年 3 月 25 日付 文部科学省 HP：

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)

「私立学校法の一部を改正する法律」が、2025 年 4 月 1 日に施行された。

本改正は、近年、私立学校においてガバナンスの機能不全が疑われる不祥事が複数発生したことを受けて、私立学校が社会の要請に応え得るガバナンス改革を推進することを目的として行われた。理事・監事・評議員の選任手続きなどのガバナンス体制整備が規定化されるとともに、大臣所轄学校法人*および一定規模以上の都道府県知事所轄学校法人**（以下、「大臣所轄学校法人等」という。）は、理事会において、「内部統制システム整備の基本方針」を決定することなどが規定された（法第 37 条）。

文部科学省が公表した「内部統制システムの整備について」***によると、「学校法人が、その活動を健全かつ効率的に運営するための仕組みのこと」と内部統制システムを定義づけている。その内容は、企業に求めるものを準用しており、会社法で企業の取締役会に求めた内部統制システムの構築義務と同様、理事会に対して求められることになる。すなわち、大臣所轄学校法人等を運営するにあたり、内部統制に不備があった場合、理事らは善管注意義務違反で責任を問われる可能性がある（法第 46 条）。

そのような事態を避けるため、内部統制システムが「機能している」状態を維持することがカギとなる。大臣所轄学校法人等は、整備した内容を文書化・見える化し、理事会による定期的な監督と問題発生時の迅速な是正対応が重要となる。加えて、現場職員がルールを理解し実践できるよう、継続的な教育と周知も不可欠である。

なお、今回の改正で、内部統制システムの整備が義務化されたのは大臣所轄学校法人等のみであるが、大臣所轄学校法人等以外の学校法人においても、理事らにおける善管注意義務の一環として実情に応じた内部統制システムを整備することが望ましい。

本改正は私立学校に対し、形式ではなく実効性ある統治体制の確立を求めるものであり、内部統制はその不可欠な要素として、確実な運用と継続的な改善が期待される。

- * 大臣所轄学校法人：大臣所轄学校法人とは、文部科学大臣が所轄する大学、短期大学、高等専門学校などの高等教育機関を設置している学校法人のこと。
- ** 都道府県知事所轄学校法人：大臣所轄学校法人以外の都道府県が所轄する学校法人のこと。
- *** https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt_sigakugy-000021776_1.pdf

<ESG 投資>

○GPIF の運用委託先、最も懸念の ESG 課題は昨年度とほぼ同じ気候変動、ダイバーシティなど

(参考情報：2025 年 3 月 31 日付 GPIF HP：

https://www.gpif.go.jp/esg-stw/stewardship/2024stewardship_report.html、

2025 年 4 月 30 日付 GPIF HP https://www.gpif.go.jp/esg-stw/stewardship/202504_interview.html)

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が 3 月 31 日に公表した 2024/25 年スチュワードシップ活動報告によると、運用を委託する機関投資家向けに「重大な ESG 課題」を聞いたアンケートで、全回答者が「気候変動」「サプライチェーン」「ダイバーシティ」「生物多様性」「人権と地域社会」を挙げた。一方で、前は全機関が挙げていた「不祥事」は今回は一部が挙げず、「コーポレートガバナンス」を挙げた機関は昨年よりもさらに減少した。

GPIF の全体の 9 割を占めるパッシブ運用の国内株式受託機関の回答に基づく。

<表>国内株式パッシブ運用機関が挙げた「重大な ESG 課題」と割合

※網掛=70%以上、うち太字=100%

課題		2024年	2023年	2022年	2021年
E (環境)	気候変動	100%	100%	100%	100%
	森林伐採	71%	83%	67%	67%
	水資源・水使用	57%	83%	67%	67%
	生物多様性	100%	100%	83%	83%
	汚染と資源	43%	50%	50%	50%
	廃棄物管理	57%	67%	67%	67%
	環境市場機会	71%	67%	67%	67%
	その他（環境）	29%	33%	50%	50%
S (社会)	人権と地域社会	100%	100%	100%	83%
	製品サービスの安全	57%	67%	67%	67%
	健康と安全	57%	67%	67%	67%
	労働基準	57%	67%	67%	50%
	紛争鉱物（問題ある調達）	29%	33%	33%	33%
	社会市場機会	43%	50%	50%	50%
	その他（社会）	29%	67%	67%	67%
	人材開発	57%	-	-	-
	プライバシー及びデータセキュリティ	57%	-	-	-
G (ガバナンス)	取締役会構成・評価	86%	83%	83%	83%
	リスクマネジメント	57%	50%	50%	50%
	資本効率	86%	83%	83%	83%
	少数株主保護（政策保有等）	86%	83%	83%	83%
	コーポレートガバナンス	71%	83%	100%	100%
	腐敗防止	43%	67%	67%	67%
	税の透明性	29%	33%	33%	17%
	その他（ガバナンス）	57%	50%	50%	50%
	企業文化・風土	57%	-	-	-
E S G (複数テーマ)	サプライチェーン	100%	100%	100%	100%
	ダイバーシティ	100%	100%	100%	100%
	情報開示	100%	100%	100%	100%
	不祥事	86%	100%	100%	100%
	その他	43%	50%	50%	50%

出典：GPIF 資料に基づき弊社作成

また、GPIFは4月30日、委託先を中心とした機関投資家による上場企業へのエンゲージメントの実態把握を目的に、投資先企業インタビューの結果概要を公表した。企業から見た評価や課題を把握し、GPIFのステュワードシップ活動の改善に役立てるのが目的。同時に、機関投資家への参考に活用してインベストメントチェーン全体の好循環につなげる狙いもある。

インタビューを受けた企業からは、好意的な意見が多く出された。「統合報告書等を活用し対話が深化した」「対話のテーマも、財務、事業の状況の確認から、サステナビリティ、ガバナンス、資本コスト、効果的な情報開示のあり方等に拡大した」などがあった。また「投資家からの意見を取締役会にフィードバックし、社内検討に反映、他社比で遅れていた戦略策定につながった」との活用事例も挙げた。一方、「個別トピックに議論が偏る」「ESG面談での準備不足の投資家がいる」「短期業績に関する質問が多い」などの課題が示された。

半面、「サステナビリティ情報を投資判断にどう活用しているか明確に示してほしい」や「株式運用部門とESG部門から逆のことを言われた」など、企業側の困惑の声も取り上げられた。

また、社外取締役と投資家との対話についての質問も設定。社外取締役との対話機会や説明会、投資家への訪問ミーティングの実施例などの回答を紹介した。その上で、「ここ数年の間に初めて実施した企業が多く、近年、急速に広がった」「投資家や参加した社外取締役からの実施後の反応は高評価」と総括した。

以上

MS & AD インターリスク総研株式会社は、MS & AD インシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & AD インターリスク総研㈱ リスクコンサルティング本部

リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（危機管理・サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2025

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

